

事業主 殿

全国設計事務所健康保険組合

令和8年度健康保険組合春季の事業について

謹啓 早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当組合の事業運営に格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年春季における主な事業につきましてお知らせいたします。

なお、各事業の詳細につきましては、組合ホームページをご覧ください。

謹白

諸手続きにおけるペーパーレス化及び組合ホームページを活用した周知・広報等の観点から、郵送によるご案内（紙媒体）につきましては今回をもちまして廃止させていただきます。

今後の事業につきましては「ホームページ」、公式LINE「健康エール」、「設計 InfoBIZ」等にてご案内させていただきます。

皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

組合ホームページについて

法改正による手続きの変更や健保のイベント、セミナーの開催情報、各種手続きメニュー、動画配信、「けんぽプラザ」などお得情報を掲載。チャットボットで知りたい情報もすぐに検索することができます。



※お問い合わせ先：TEL 03-3404-9545 企画・広報グループ

令和 8 年度保険料率改定のお知らせ

政府による少子化対策の抜本強化に伴い、令和 8 年度より新たに「子ども・子育て支援金制度」が導入されます。

当組合では、被保険者および事業主の保険料負担が増加しないよう、現行の健康保険料率(9.00%)から支援金相当分を差し引く形で料率改定を行うことといたしました。

区分	現行 (令和 7 年度)	新(令和 8 年度)	
		令和 8 年 3 月分保険料 (4 月納付分)	令和 8 年 4 月分保険料 (5 月納付分)
一般保険料率	9.00%	9.00%	8.77%
子ども・子育て支援金料率	—	—	0.23%
合計	9.00%	9.00%	9.00%

・保険料額表はホームページからダウンロード可能です。

・給与明細書への「子ども・子育て支援金」の表示について

こども家庭庁の事務連絡(令和7年6月18日付)において、被保険者から保険料を徴収する際に保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、支援金制度の社会全体で子どもや子育て世帯を応援する趣旨を踏まえて、給与明細書にその内訳を示す取組について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和 8 年度 介護保険料率の改定のお知らせ (令和 8 年 4 月分より適用)

当組合の準備金保有水準を踏まえ、安定的な財政運営を確保しつつ、被保険者および事業主の負担軽減を図る観点から、介護保険料率を以下のとおり引き下げます。

区分	現行 (令和 7 年度)	新(令和 8 年度)	
		令和 8 年 3 月分保険料 (4 月納付分)	令和 8 年 4 月分保険料 (5 月納付分)
介護保険料率	1.95%	1.95%	1.70%

【例】被保険者 1 人当たり保険料額の比較 (1 か月分)

標準報酬月額 470,000 円 (当組合平均)、年齢 40 歳 (介護保険該当者) の場合

区分		令和 8 年 3 月分保険料 (4 月納付分)	令和 8 年 4 月分保険料 (5 月納付分)	差
保険料率の内訳	一般保険料	9.00%	8.77%	▲0.23%
	子ども・子育て支援金	—	0.23%	+0.23%
	介護保険料	1.95%	1.70%	▲0.25%
合計		10.95%	10.70%	▲0.25%
保険料額 (円)	一般保険料	42,300 円	41,219 円	▲1,081 円
	子ども・子育て支援金	—	1,081 円	+1,081 円
	介護保険料	9,165 円	7,990 円	▲1,175 円
合計		51,465 円	50,290 円	▲1,175 円

※お問い合わせ先：Tel 03-3404-7344 適用・徴収グループ

被扶養者認定における年間収入の取扱いについて

(1)労働契約内容による年間収入が基準額未満の場合の取扱い

現在、労働契約の内容に基づき被扶養者認定を行う際には、労働契約書写しにより今後見込まれる収入で判定しておりますが、令和 8 年 4 月 1 日以降は、新たに「給与収入のみである旨の申立書」の添付が必要となります。

- 様式は当組合ホームページよりダウンロード可能です。
なお、同申立書以外の添付書類に変更はありません。

(2)「年収の壁・支援強化パッケージ」の恒久化について

これまで当面の対応として実施されていた「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」について、恒久的な取扱いとすることとなりました。

必要書類は以下のとおりです。

- 通常提出いただく添付書類
- 労働契約書写し
- 事業主の証明書

※お問い合わせ先：Tel 03-3404-7344 適用・徴収グループ

直営健診センター令和7年度分の健康診断について

当健康診断センターは、年度内に 1 回いつでも健康診断を受診できるようになりました。令和7年度分の健診は令和 8 年 3 月 31 日までの受診となりますので、お早めにご受診ください。

令和 8 年 4 月以降の受診分は、令和 8 年度分の健康診断となりますのでご注意ください。

※お問い合わせ先：Tel 03-3404-6811 健康診断センター

組合公式 YouTube チャンネルをご覧ください

公式 YouTube チャンネルでは健康保険制度のしくみや、健康づくりに役立つ情報を動画でわかりやすくお届けしています。ぜひご覧ください。



※お問い合わせ先：Tel 03-3404-9545 企画・広報グループ

